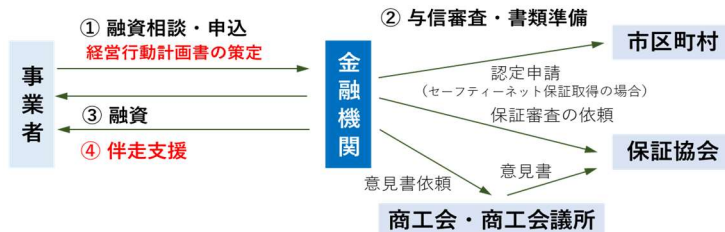


収益力改善伴走支援型特別資金

新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、エネルギー価格・物価高騰等の影響を踏まえ、売上や利益率の減少を要件とし、借換や新たな資金需要に対応した本資金を創設します。

制度名	収益力改善伴走支援型特別資金
対象者	次のいずれかに該当し、かつ経営行動計画を策定した中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人 (1) セーフティネット保証 4号又は5号の取得 (2) 一般枠 売上又は利益率(注)が5%以上減少 (注) 売上高総利益率又は売上高営業利益率 (3) 令和6年能登半島地震による災害について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、災害により被災
融資限度額	1億円
資金用途	設備資金、運転資金 ※R2コロナ資金(ゼロゼロ融資)等保証付既往借入金の借換可
融資期間	10年以内(据置期間5年以内を含む)
返済方法	元金均等分割返済
貸付利率	責任共有外 年1.25%(固定金利) 責任共有 年1.40%(固定金利)
信用保証料率	上記対象者のうち (1)、(3) 年0.2% (2) 年0.2~1.15% ※借入時の保証料率
担保	取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります
連帯保証人	法人 取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります 個人 原則として不要
取扱期間	令和5年4月1日から令和6年6月30日保証申込分まで ※上記対象者(3)については、令和6年能登半島地震に係る災害関係保証の適用期限までに融資実行されたものとする

収益力改善伴走支援型特別資金 ご利用の流れ



※ 取扱金融機関は、
 普通銀行、商工中金、
 信用金庫、信用組合、
 JALしまね、JFしまね

申し込み先

普通銀行、商工中金、信用金庫、信用組合、JALしまね、JFしまね

お問合せ先 島根県商工労働部中小企業課金融グループ

TEL0852-22-5882 ホームページアドレス <https://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>

金融機関による伴走支援 とは

金融機関は、本資金の融資を受けた者に対して、原則として5年間にわたり、四半期に1回、経営状況や経営行動計画の実行状況等を確認し、計画の見直し及び計画を進めるための経営支援を行う。

経営行動計画書 とは

以下の内容を満たすもの又は含むものとする。

- ①計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とすること
- ②申込人の経営に係る現況・課題（原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。）と課題を克服するための取組事項及び目標設定
- ③申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果
- ④上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画

セーフティネット保証 とは

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証(最大2.8億円)とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。
（最近1か月の売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合）

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。
（最近1か月の売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合）